主　　文

被告人を懲役６年及び罰金３００万円に処する。

未決勾留日数中２８０日をその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、１万円を１日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は

第１（令和７年４月２８日付け起訴状（同年１１月１９日付け訴因変更請求書）・同年１２月１１日付け追起訴状関係）

１（令和７年４月２８日付け起訴状記載の公訴事実第１（訴因変更後のもの））

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４及び氏名不詳者らと共謀の上、保健所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表１番号１ないし３記載のとおり、令和４年９月１５日午後５時５７分頃から同日午後６時頃までの間、３回にわたり、カンボジア王国内において、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＢ（当時７４歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｃ銀行Ｃ１支店発行の同人名義のキャッシュカードを大阪市（「所在地省略」）株式会社Ｃ銀行Ｃ１支店に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気付かせないまま、被告人らが管理する株式会社Ｄ銀行Ｄ１支店に開設されたＥ名義の普通預金口座に振込送金する旨の操作を行わせ、日本国内に設置された株式会社Ｃ銀行の預金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｂ名義の普通預金口座から前記Ｅ名義の普通預金口座に合計２９万６１０１円を振込送金したとする虚偽の情報を与え

させ、その頃、同電子計算機を介して、東京都多摩市内所在の株式会社Ｄ銀行Ｄ２センターに設置された同銀行の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記Ｅ名義の普通預金口座の残高を２９万６１０１円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって２９万６１０１円相当の財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状記載の公訴事実）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４及び氏名不詳者らと共謀の上、前記第１の１の電子計算機使用詐欺の犯罪行為により得られた犯罪収益の帰属を仮装しようと考え、別表１番号１ないし３記載のとおり、令和４年９月１５日午後５時５７分頃から同日午後６時頃までの間、３回にわたり、前記株式会社Ｃ銀行Ｃ１支店において、前記Ｂに、同人名義のキャッシュカードを同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、同人名義の普通預金口座から、前記Ｅ名義の普通預金口座へ振込送金手続を行わせ、その頃、同口座に２９万６１０１円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

３（令和７年４月２８日付け起訴状記載の公訴事実第２（訴因変更後のもの））

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４、Ａ５、Ａ６及び氏名不詳者らと共謀の上、正当な払戻権限がないにもかかわらず、令和４年９月１５日午後６時７分頃、埼玉県越谷市（「所在地省略」）株式会社Ｄ銀行Ｄ３支店Ｄ４出張所において、前記Ａ６が同所に設置された現金自動預払機に前記Ｅ名義のキャッシュカード１枚を挿入するなどして同機を作動させ、同機から株式会社Ｄ銀行Ｄ３支店支店長管理の現金２９万６０００円を引き出して窃取した

第２（令和７年７月１日付け追起訴状・同年１２月１１日付け追起訴状関係）

１（令和７年７月１日付け追起訴状記載の公訴事実）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４及び氏名不詳者らと共謀の上、区役所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理

する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表１番号４記載のとおり、令和４年９月２７日午後５時２２分頃、カンボジア王国内において、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＦ（当時７０歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｇ銀行Ｇ１支店発行の同人名義の総合口座通帳を兵庫県神戸市（「所在地省略」）Ｇ２郵便局に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま、被告人らが管理する株式会社Ｄ銀行Ｄ５支店に開設されたＨ名義の普通預金口座に振込送金する旨の操作を行わせ、兵庫県神戸市内所在のＧ３センターに設置された株式会社Ｇ銀行の貯金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｆ名義の通常貯金口座から前記Ｈ名義の普通預金口座に４９万５７５３円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、その頃、同電子計算機を介して、東京都多摩市内の株式会社Ｄ銀行Ｄ２センターに設置された同銀行の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記Ｈ名義の普通預金口座の残高を４９万５７５３円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって４９万５７５３円相当の財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状関係）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４及び氏名不詳者らと共謀の上、前記第２の１の電子計算機使用詐欺の犯罪行為により得られた犯罪収益の帰属を仮装しようと考え、別表１番号４記載のとおり、令和４年９月２７日午後５時２２分頃、前記Ｇ２郵便局において、前記Ｆに、同人名義の総合口座通帳を同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、前記Ｆ名義の通常貯金口座から、前記Ｈ名義の普通預金口座へ振込送金手続を行わせ、その頃、同口座に４９万５７５３円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

第３（令和７年７月２３日付け追起訴状・同年１２月１１日付け追起訴状関係）

１（令和７年７月２３日付け追起訴状記載の公訴事実）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４及び氏名不詳者らと共謀の上、市役所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表１番号５記載のとおり、令和４年１０月１３日午後零時４９分頃、カンボジア王国内において、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＩ（当時７６歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｃ銀行Ｃ２支店発行の同人名義のキャッシュカードを大阪府吹田市（「所在地省略」）株式会社Ｊ銀行Ｊ１出張所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま、被告人らが管理する株式会社Ｄ銀行Ｄ６支店に開設されたＫ名義の普通預金口座に振込送金する旨の操作を行わせ、日本国内に設置された株式会社Ｃ銀行の預金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｉ名義の普通預金口座から前記Ｋ名義の普通預金口座に９７万６７５３円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、その頃、同電子計算機を介して、東京都多摩市内所在の株式会社Ｄ銀行Ｄ２センターに設置された同銀行の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記Ｋ名義の普通預金口座の残高を９７万６７５３円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって９７万６７５３円相当の財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状関係）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４及び氏名不詳者らと共謀の上、前記第３の１の電子計算機使用詐欺の犯罪行為により得られた犯罪収益の帰属を仮装しようと考え、別表１番号５記載のとおり、令和４年１０月１３日午後零時４９分頃、前記株式会社Ｊ銀行Ｊ１出張所において、前記Ｉに、前記Ｉ名義のキャッシュカードを同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、前記Ｉ名義の普通預金口座から、前記Ｋ名義の普通預金口座へ振込送金手続を行わせ、その

頃、同口座に９７万６７５３円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

第４（令和７年９月１９日付け追起訴状・同年１２月１１日付け追起訴状関係）

１（令和７年９月１９日付け追起訴状記載の公訴事実）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ７及び氏名不詳者らと共謀の上、市役所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表１番号６ないし１０記載のとおり、令和４年１０月２０日午後３時５２分頃から同日午後４時２分頃までの間、５回にわたり、カンボジア王国内において、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＬ（当時７７歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｊ銀行Ｊ２支店発行の同人ほか１名名義のキャッシュカード合計２枚を大阪府豊中市（「所在地省略」）同支店Ｊ３出張所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま、被告人らが管理する株式会社Ｄ銀行Ｄ７支店等に開設されたＭほか２名名義の普通預金口座に振込送金する旨の操作を行わせ、栃木県下野市内に設置された株式会社Ｊ銀行の預金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｌほか１名名義の普通預金口座から前記Ｍほか２名名義の普通預金口座に合計１７４万９２９１円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、その頃、同電子計算機を介して、東京都多摩市内所在の株式会社Ｄ銀行Ｄ２センターほか１か所に設置された各銀行の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記Ｍほか２名名義の普通預金口座の残高を合計１７４万９２９１円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって１７４万９２９１円相当の財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ７及び氏名不詳者らと共謀の上、前記第４の１の電子計算機使用詐欺の犯罪行為により得られた犯罪収益の帰属を仮装しようと考え、別表１番号６ないし１０記載のとおり、令和４年１０月２０日午後３時５２分頃から同日午後４時２分頃までの間、前記株式会社Ｊ銀行Ｊ２支店Ｊ３出張所において、前記Ｌに、前記Ｌほか１名名義のキャッシュカードを同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、前記Ｌほか１名名義の普通預金口座から、前記Mほか２名名義の普通預金口座へ振込送金手続を行わせ、その頃、同各口座に合計１７４万９２９１円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

第５（令和７年８月２９日付け追起訴状・同年１２月１１日付け追起訴状関係）

１（令和７年８月２９日付け追起訴状記載の公訴事実）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ８及び氏名不詳者らと共謀の上、市役所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表１番号１１及び１２記載のとおり、令和４年１０月２１日午前１０時３５分頃から同日午前１０時５６分頃までの間、２回にわたり、カンボジア王国内において、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＮ（当時８６歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｏ銀行Ｏ１支店等発行の同人ほか１名名義発行のキャッシュカード合計２枚を京都府京田辺市（「所在地省略」）株式会社Ｐ銀行Ｐ１出張所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま、被告人らが管理する株式会社Ｇ銀行Ｇ４支店等に開設されたＱほか１名名義の通常貯金口座等に振込送金する旨の操作を行わせ、神奈川県大和市内ほか１か所に設置された株式会社Ｐ銀行等の預金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｎほか１名名義の普通預金口座

から前記Ｑほか１名名義の通常貯金口座等に合計１２６万２２９１円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、その頃、同電子計算機を介して、兵庫県神戸市内所在の株式会社Ｇ銀行Ｇ３センターほか１か所に設置された各銀行の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記Ｑほか１名名義の通常貯金口座等の残高を合計１２６万２２９１円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって１２６万２２９１円相当の財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ８及び氏名不詳者らと共謀の上、前記第５の１の電子計算機使用詐欺の犯罪行為により得られた犯罪収益の帰属を仮装しようと考え、別表１番号１１及び１２記載のとおり、令和４年１０月２１日午前１０時３５分頃から同日午前１０時５６分頃までの間に、前記株式会社Ｐ銀行Ｐ１出張所において、前記Ｎに、前記Ｎほか１名名義のキャッシュカードを同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、前記Ｎほか１名名義の普通預金口座から、前記Ｑほか１名名義の通常貯金口座等へ振込送金手続を行わせ、その頃、同各口座に合計１２６万２２９１円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

第６（令和７年１０月３０日付け追起訴状記載の公訴事実第１・同年１２月１１日付け追起訴状関係）

１（令和７年１０月３０日付け追起訴状記載の公訴事実第１）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ９及び氏名不詳者らと共謀の上、区役所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表１番号１３及び１４記載のとおり、令和４年１０月２７日午後２時３７分頃から同日午後２時４５分頃までの間、２回にわたり、カンボジア王国内にお

いて、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＲ（当時８２歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｕ銀行Ｕ１支店ほか１か所発行の同人名義のキャッシュカード合計２枚を東京都世田谷区（「所在地省略」）同銀行Ｕ２出張所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま、被告人らが管理する株式会社Ｄ銀行Ｄ８支店等に開設されたＳほか１名名義の普通預金口座に振込送金する旨の操作を行わせ、東京都多摩市内に設置された株式会社Ｕ銀行等の預金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｒ名義の各普通預金口座から前記Ｓほか１名名義の普通預金口座に合計１８９万９４１８円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、その頃、同電子計算機を介して、東京都多摩市内所在の株式会社Ｄ銀行Ｄ２センターに設置された同銀行の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記Ｓほか１名名義の普通預金口座の残高を合計１８９万９４１８円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって１８９万９４１８円相当の財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ９及び氏名不詳者らと共謀の上、前記第６の１の電子計算機使用詐欺の犯罪行為により得られた犯罪収益の帰属を仮装しようと考え、別表１番号１３及び１４のとおり、令和４年１０月２７日午後２時３７分頃から同日午後２時４５分頃までの間、２回にわたり、前記株式会社Ｕ銀行Ｕ２出張所において、前記Ｒに、同人名義のキャッシュカード合計２枚を同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、同人名義の普通預金口座から、前記Ｓほか１名名義の普通預金口座へ振込送金手続を行わせ、その頃、同各口座に合計１８９万９４１８円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

第７（令和７年１０月３０日付け追起訴状記載の公訴事実第２・同年１２月１１日

付け追起訴状関係）

１（令和７年１０月３０日付け追起訴状記載の公訴事実第２）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ９及び氏名不詳者らと共謀の上、市役所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表１番号１５ないし１７記載のとおり、令和４年１０月２８日午後４時１９分頃から同月２９日午前１１時１分頃までの間、３回にわたり、カンボジア王国内において、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＴ（当時７８歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｕ銀行Ｕ３支店発行のＶ名義のキャッシュカードを兵庫県尼崎市（「所在地省略」）同支店に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま、被告人らが管理する株式会社U銀行Ｕ４支店等に開設されたW名義の普通預金口座に振込送金する旨の操作を行わせ、東京都多摩市内に設置された株式会社Ｕ銀行の預金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｖ名義の普通預金口座から前記W名義の各普通預金口座に合計２９６万８９６１円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、その頃、同電子計算機を介して、東京都多摩市内所在の情報センターほか２か所に設置された株式会社Ｕ銀行等の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記W名義の各普通預金口座の残高を合計２９６万８９６１円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって２９６万８９６１円相当の財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ９及び氏名不詳者らと共謀の上、別表１番号１５ないし１７のとおり、令和４年１０月２８日午後４時１９分頃から同月２９日午前１１時１分頃までの間、３回にわたり、前記株式会社Ｕ銀行Ｕ３支店において、前記

Ｔに、前記Ｖ名義のキャッシュカードを同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、同人名義の普通預金口座から、前記W名義の各普通預金口座へ振込送金手続を行わせ、その頃、同各口座に合計２９６万８９６１円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

第８（令和７年５月３０日付け追起訴状・同年１２月１１日付け追起訴状関係）

１（令和７年５月３０日付け追起訴状記載の公訴事実）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ８及び氏名不詳者らと共謀の上、区役所職員等になりすまし、医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させた相手方に指示して、現金自動預払機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま被告人らの管理する預金口座に振込送金する旨の操作を行わせて財産上不法の利益を得ようと考え、別表２番号１ないし３記載のとおり、令和４年１２月２３日午後零時３７分頃から同日午後零時４２分頃までの間、３回にわたり、カンボジア王国内において、あらかじめ、被告人らの指示に従えば医療費の還付金を受け取ることができる旨誤信させていたＸ（当時６３歳）に、携帯電話機を通じて指示して、株式会社Ｐ銀行Ｐ２支店等発行の同人ほか１名名義のキャッシュカード合計２枚を兵庫県神戸市（「所在地省略」）株式会社Ｐ銀行Ｐ３出張所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、振込送金の操作と気づかせないまま、被告人らが管理する株式会社Ｇ銀行Ｇ５支店に開設されたＹほか２名名義の通常貯金口座に振込送金する旨の操作を行わせ、神奈川県大和市内に設置された同銀行の預金の残高管理・受入れ・払戻し等の事務処理に使用する電子計算機に対し、前記Ｘほか１名名義の普通預金口座から前記Ｙほか２名名義の通常貯金口座に合計１４０万３２７２円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、その頃、同電子計算機を介して、兵庫県神戸市内所在の株式会社Ｇ銀行Ｇ３センターに設置された同銀行の電子計算機に接続されている電磁的記録媒体に記録された前記Ｙほか２名名義の通常貯金口座の残高を合計１４０万３２７２円増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって１４０万３２７２円相当の

財産上不法の利益を得た

２（令和７年１２月１１日付け追起訴状）

Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ８及び氏名不詳者らと共謀の上、前記第８の１の電子計算機使用詐欺により得られた犯罪収益の帰属を仮装しようと考え、別表２番号１ないし３記載のとおり、令和４年１２月２３日午後零時３７分頃から同日午後零時４２分頃までの間、３回にわたり、前記株式会社Ｐ銀行Ｐ３出張所において、前記Ｘに、Ｘほか１名名義のキャッシュカードを同所に設置された現金自動預払機に挿入させるなどして同機を作動させ、前記Ｘほか１名名義の普通預金口座から、前記Ｙほか２名名義の通常貯金口座へ振込送金手続を行わせ、その頃、同各口座に合計１４０万３２７２円を入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した

ものである。

（事実認定の補足説明）

１　争点等

被告人は、Ａ１とＡ２が詐欺を行うことを知りつつ、Ａ１やＡ２の相談に乗ったり、Ａ２に１０万ドルを貸したなどと供述し、弁護人は、被告人の供述等を踏まえ、被告人は共同正犯ではなく、幇助犯にとどまるなどと主張する。

２　前提事実等

被告人及びＡ２の供述を含む関係証拠によれば、次の事実が認められ、被告人も争わない。

⑴　被告人とＡ１の関係等

ア　被告人は、投資で利益を得たことをきっかけに、税金の安い国に行くことを考え、平成２８年頃、カンボジアに渡航した。その後、被告人は、カンボジアの警察官や有力な中国人と付き合っていく中で、カンボジアの警察官には、犯罪者に金を支払わせて面倒を見るか、あるいは、摘発するかを考えている者がおり、そのような者が中国人などと手を組んで、犯罪者に金を支払わせていることなどを知っ

た。被告人は、そのような者との関係を深めていき、本件当時、カンボジアの警察官や軍隊の者などを部下にして生活し、カンボジアの警察の上層部にも人脈を有していた。そして、被告人が犯罪者らしき者を見つけた場合には、中国人などにその旨の情報提供をし、飲食や金などの見返りを得ていた。

イ　Ａ１は、遅くとも令和２年末頃には、カンボジアで詐欺をしていた。その頃、被告人は、カンボジアのショッピングセンターでＡ１を見かけ、Ａ１の風貌からＡ１が犯罪をしているのではないかと考え、付き合いのある中国人に情報提供したところ、Ａ１が詐欺をしていると分かった。被告人は、Ａ１に金を払わせるか、払わない場合にはカンボジアの警察に摘発させることにし、Ａ１の素性を調べたところ、顔見知りがＡ１の兄貴分であったことから、その者を介して交渉し、Ａ１に３０００万円を支払わせた。その後、Ａ１がカンボジアの警察に摘発されることはなかった。

ウ　令和３年２月頃から３月頃、被告人はＡ１と直接会い、付き合うようになった。Ａ１を気に入った被告人は、Ａ１から頼まれたこともあって、カンボジアにおけるＡ１の「面倒見」とか「ケツモチ」と呼ばれる後ろ盾の立場となり、Ａ１から様々なトラブルの相談を受け、懇意の警察官を介して話を付けるなどしていた。

⑵　本件還付金詐欺の箱等

ア　令和３年５月頃、Ａ２はＡ１に誘われてカンボジアに渡航し、Ａ１と架空請求の手法による詐欺の拠点を運営するなどし、その頃、Ａ１を介して被告人と知り合った。

イ　令和３年末から翌年初めの頃、被告人は、カンボジアの飲食店で料理が得意だという日本人男性（以下「シェフ」という。）と知り合い、シェフと付き合う中で、シェフから、シェフが詐欺をしていることやシェフが仕事ができる男であることなどを聞いた。

その頃、被告人はＡ１にシェフを紹介した。

ウ　その後、シェフは、Ａ１とＡ２に、「人を６人連れてきて、道具を定期的

に用意すれば１か月に１億円くらい稼げる。」などと言い、還付金の手法による詐欺を持ち掛けた。シェフの話を聞いたＡ１とＡ２は、「やってみよう。」ということになり、カンボジアに詐欺の拠点（以下「本件還付金詐欺の箱」という。）を設けることを計画した。そして、Ａ１は拠点となる物件探しや現地スタッフを手配するなどし、Ａ２は第三者名義口座や電話回線などの道具の手配やかけ子などの人の手配をした。そのほか、出し子の手配やカンボジアに現金を送金する地下銀行の手配などが行われた。

エ　そのような準備を経て、令和４年６月頃、本件還付金詐欺の箱が始動した。Ａ１は本件還付金詐欺の箱の運営を統括し、Ａ２はＡ１の右腕として経理などの運営全般に関わった。シェフは、番頭と呼ばれるかけ子を統率する現場責任者に就任するとともにかけ子としても実動することになった。

被告人は、本件還付金詐欺の箱が始動するに際し、Ａ１とＡ２が本件還付金詐欺の箱による詐欺を行うことを認識しつつ、Ａ１から「カンボジアの警察に摘発されたり、中国人に嫌がらせをされたりすることがないよう面倒を見てほしい。」などと依頼され、引き受けた。

オ　その後、同年１０月頃、本件還付金詐欺の箱の収益の持ち逃げという事件が生じ、Ａ２が本件還付金詐欺の箱の経費を支払うことができず、本件還付金詐欺の箱が破綻するかもしれないという事態となった。Ａ２は、Ａ１と相談し、被告人から金を借りることにし、Ａ１の同席の下で、被告人と会い、毎月最低１万ドルを返済するという約束で被告人から１０万ドルを借り、本件還付金詐欺の箱の経費に充てた。その後、Ａ２は、本件還付金詐欺の収益のうちのＡ２の取り分で被告人に返済し、被告人もそのことを認識していた。

カ　本件還付金詐欺の箱は、当初収益を上げていたものの、同年１２月頃には赤字が続くようになり、令和５年３月頃、活動を終了した。

⑶　本件還付金詐欺の箱による詐欺の手法等

ア　本件還付金詐欺の箱における詐欺の手法は、「アポインター役」などと呼

ばれるかけ子が日本国内に在住する被害者に役所職員を名乗った電話をかけ、還付金があるなどとうそを言い、「金融機関職員役（バンク役）」などと呼ばれるかけ子が金融機関職員を名乗って被害者に電話をかけ、還付金を受け取るためには現金自動預払機に行って、サポートセンターに電話し、その指示に従って現金自動預払機を操作する必要があるなどとうそを言い、被害者を近くの現金自動預払機に誘導するとともにサポートセンターに電話をかけさせ、電話をかけてきた被害者に、「サポートセンター（コールセンター）役」などと呼ばれるかけ子が、振込送金手続と気付かれないように現金自動預払機を操作させ、あらかじめ用意していた犯罪収益収受用の第三者名義の預金口座に振込送金手続をさせ、同口座のキャッシュカードを用いて、出し子が現金自動預払機から現金を引き出すなどというものである。

イ　前記のとおり、シェフは番頭を担当するとともにかけ子を担当し、主に「サポートセンター（コールセンター）役」を担当した。Ａ３（通称Ｋ・偽名クドウ）は「金融機関職員役（バンク役）」を担当し、Ａ４（通称クレア・偽名タナカ）、Ａ９（通称Ｇ・偽名ハママツ）、Ａ７（通称Ｍ・偽名ミサワ）、Ａ８（通称Ｒ・偽名マツモト）は、「アポインター役」を担当した。

なお、各公訴事実では、Ａ１０、Ａ１１なる者も共犯者とされているが、これらの者が共犯者として関与した事実は、証拠上、明らかでなく、認定できない。

３　争点等に対する判断

⑴ア　前記のとおり、被告人は、Ａ１の依頼で、Ａ１とＡ２が詐欺を行うことを認識しながら、本件還付金詐欺の箱に関し、カンボジアの警察や中国人との間の交渉・仲介役を引き受けたと認められる。そして、犯罪者にとって警察による摘発が最大の対外的脅威であるのは当然のことであるし、被告人の供述によれば、カンボジアでは中国人による嫌がらせなどが横行していたことも認められる。さらに、被告人の供述によれば、被告人はカンボジアの警察や有力な中国人との付き合いの中で、地域に限定はあるものの、金次第で、部下の警察官などを通じ、カンボジアの警察や中国人と話を付け、摘発を免れさせることができるなどの交渉力を有してい

たことが認められる。そうすると、このような力のある被告人が、カンボジアの警察や中国人といった対外的脅威との間の交渉・仲介役となることで、Ａ１やＡ２は、対外的脅威によって中断・中止されることなく、本件還付金詐欺の箱を運営することが可能となったと認められる。また、被告人は、「部下の警察官の上司から本件還付金詐欺の箱に対する捜査情報を聞いたときにＡ１に教えたこともあった。」旨供述し、実際、捜査機関の情報をＡ１に伝えるという便宜を図ったことも認められる。

イ　他方、被告人は、「カンボジアの警察などに口を利くというのであれば、かすりを取るとかみかじめ料の話になる。」と供述しており、交渉・仲介役となる見返りとして犯罪収益の一部を得ることが約束されていたと認められる。

この点、被告人は、「Ａ１がすぐに売上げ立てられるか分からないので軌道に乗るまで待ってほしいという話があり、Ａ１との付き合いも長く、人間関係ができていたので待つことにしたが、その後、Ａ２が貸した金を返済していることもあって、結局、かすりは取っていない。」など供述しており、被告人が貸付金の返済以外に本件還付金詐欺の箱の収益を受け取った事実は証拠上認められないが、本件還付金詐欺の箱を運営する中で収益の一部を得ることを予定していたと認められる。

⑵　以上によれば、本件還付金詐欺の箱が継続して運営していく上で、被告人の役割は重要なものであったし、見返りが予定されていたのであるから、これだけでも被告人は共同正犯と評価されると解されるが、これに加え、前記のとおり、被告人はＡ１にシェフを紹介している。そして、被告人がＡ１に詐欺を一緒に行う相手としてシェフを紹介したということになれば、被告人は紹介役という役割も果たしたと認められることから、この点を検討する。

ア　被告人は、捜査段階では、「Ａ１から詐欺の売上げが上がっていないと相談されたことから、売上げを上げていると自分で言っていたシェフをＡ１に紹介してあげた。」などと供述し、被告人がＡ１の詐欺の収益を上げることを考えて詐欺の売上げを上げているシェフを紹介した旨供述しており、この供述からすれば、被

告人がＡ１に詐欺を一緒に行う相手としてシェフを紹介したと認められる。一方、当公判廷では、「ホームパーティの時にシェフをＡ１に紹介したが、詐欺の話はしていない。Ａ１とシェフが一緒に詐欺をやるという話は考えてなかった。ホームパーティで連絡先を交換したようだったので、結果的に２人が話して今回のハコをやるようになったと思う。Ａ１から詐欺を始めるという話を聞いたが、シェフと一緒にやるというのは後から聞いた。Ａ１とシェフが仕事をするということに関して一切関与していない。」などと供述し、被告人が関係しないところでＡ１とシェフが詐欺をすることを決めた旨の供述をする。

検討するに、シェフとＡ１はいずれも詐欺をしている人物であり、被告人が、詐欺をしており仕事ができると話をしていたシェフを同じく詐欺をしていたＡ１に詐欺の件で紹介したというのは自然な経緯といえる。

また、Ａ１が使用していたスマートフォンにはＡ１とＡ２のメッセージのやり取りをスクリーンショットした画像が残されており、これによると、Ａ２がＡ１に「皆んなで話して残っているプレイヤー達が一緒に仕事をしても良いと言う事であれば、本人の意向を聞いて残りたいなら残す方向で話を進めます。」と送信したのに対し、Ａ１が「いや、本人の意向なんて関係ないでしょシェフの先とトミザワさんの意向次第でしょ」と返信していることが認められる。このメッセージの送受信日時はスクリーンショット画像からは明らかではないが、Ａ２は、このやり取りは本件還付金詐欺の箱の活動を終了した後のシェフの扱いに関したやり取りであって、「本人」とはシェフを指し、「トミザワさん」というのは被告人を指していると思う旨供述しており、このＡ２の供述に不自然なところはなく信用できる。また、被告人もＡ１やＡ２から「トミザワさん」と呼ばれているのは被告人以外にはいないことを認めている。そうすると、このやり取りからすれば、少なくとも、Ａ１は、シェフの扱いについては、シェフ本人やＡ１だけでは決められず、被告人の意向が反映されるものであって、被告人の意向に従う必要があるとの認識を有してたと認められる。そして、被告人が詐欺を前提とせずに単なる知人などとしてＡ１にシェ

フを紹介しただけというのであれば、Ａ１がこのような認識を有するに至るとは考えられず、被告人が詐欺を前提にＡ１にシェフを紹介したからこそＡ１がこのような認識を有するに至ったと考えるのが相当であって、このＡ１とＡ２のメッセージのやり取りは、被告人の捜査段階の供述に整合する事実である。

したがって、捜査段階の供述に信用性が認められ、これに反する被告人の公判廷供述は信用できない。

以上から、被告人は詐欺を一緒に行う相手としてＡ１にシェフを紹介したと認められる。

イ　そして、前記のとおり、シェフはＡ１やＡ２に本件還付金詐欺の箱を提案した者であり、また、番頭という収益に直結する重要な役割を担当したと認められるのであり、被告人がＡ１にシェフを紹介しなければ本件還付金詐欺の箱は計画・実現されなかったのである。そうすると、弁護人が主張するとおり、本件還付金詐欺の箱の具体的な計画・準備・運営などはＡ１とＡ２が行ったものであり、被告人がＡ１とシェフに詐欺をすることを指示したものではないとしても、被告人がＡ１に詐欺を一緒に行う相手としてシェフを紹介したことで本件還付金詐欺の箱が実現したものであって、被告人は、本件還付金詐欺の箱の実現に本質的な寄与をしたものと認められる。

ウ　そして、前記のとおり、本件還付金詐欺の箱が運営するに当たって、被告人は、カンボジアの警察などの対外的脅威との間の交渉・仲介役という役割も担ったもので、被告人がこれらの役割を果たしたことで、本件還付金詐欺の箱が実現し、かつ、対外的脅威によって中断・中止されることなく運営することが可能となったのであって、結局、被告人は、本件還付金詐欺の箱の実現・存続に直結する重要な役割を担ったと認められる。

エ　これに対して、弁護人は、どのみちカンボジアの警察へ金を支払えば摘発を免れることができるのであるから、被告人の果たした役割の重要性は高くないなどと主張する。しかしながら、被告人自身が、カンボジアの警察などとの間で交渉

できる被告人のような人間がいることが重要であることを供述しているのであり、弁護人の主張は採用できない。

⑶　以上に加え、前記のとおり、令和４年１０月頃に本件還付金詐欺の箱の運営資金が不足する事態となった際、被告人がＡ２に１０万ドルを貸し付け、その金でＡ２は本件還付金詐欺の箱の経費の支払いをしたことが認められ、被告人が本件還付金詐欺の箱の運営資金の一部を提供したと認められる。

この点、被告人が本件還付金詐欺の箱の運営資金が不足することを認識して貸付をしたというのであれば、本件還付金詐欺の箱を存続させることを考えて、資金提供したということになるが、被告人は、「Ａ２から先輩からの借金が詰まってしまったので金を貸してほしいと説明され、箱の関係でお金に詰まっているという説明はなかった。金額が高かったので、うすうす本件還付金詐欺の箱の経費に使われるだろうとは思っていた。」などと供述し、本件還付金詐欺の箱の運営資金が不足しているとは聞いてない旨供述する。一方、Ａ２は、当公判廷で、「被告人には、お金を持ち逃げされて、仕事ができなってしまっているので貸してほしいと説明した。」と供述している。

検討するに、被告人から金を借りるに際し、Ａ２が金に詰まった原因である持ち逃げの件を説明したというのは自然な言動といえる。また、当公判廷におけるＡ２の供述態度からしても、Ａ２は被告人に逆らえない関係にあることは明らかであって、Ａ２が被告人に不利となる虚偽供述をする動機もなく、Ａ２の供述は信用できる。他方、被告人は、捜査段階で「Ａ１らの仕事のために１０万ドルを貸した」などと本件還付金詐欺の箱のために金を貸したことを供述し、Ａ２の供述に整合する供述をしていながら、その内容を合理的理由なく変遷させたと認められ、信用できない。

したがって、被告人は、本件還付金詐欺の箱の運営資金が不足する事態であることを認識しながら、運営資金の一部として、Ａ２に１０万ドルを貸し付けたと認められ、本件還付金詐欺の箱の存続のために金銭面で寄与したといえるし、本件還付

金詐欺の収益の一部を返済として受け取っていたものであって、これにより、被告人は、Ａ２に１０万ドルを貸し付けた以降、本件還付金詐欺の箱とより一層強い結びつきを持ったと認められる。

⑷　以上のとおりであり、被告人が担った役割の意義やその重要性、利益的動機等からすれば、弁護人が主張するように、被告人が、場所、人、道具などの具体的な手配には関与しておらず、貸金の返済以外の金銭は受け取っていなかったとしても、被告人は、本件各犯行を自己の犯罪として行ったと認めるのが相当である。

よって、被告人には共同正犯が成立することから、判示のとおり認定した。

（量刑の理由）

本件は、日本の捜査機関による捜査が及びにくいカンボジアに拠点を設けた上、多数の人間が役割を分担して実行した組織的・計画的犯行である。また、高齢の被害者の判断能力の衰えに付け入り、言葉巧みに嘘を重ねて被害者を誤信させ、被害者に気付かれぬように現金自動預払機の振込送金手続の操作をさせたという巧妙で悪質な犯行でもある。本件各犯行による被害者は８名に上り、合計１１０５万１８４０円が奪われ、被害結果は重大である。

そして、前記のとおり、本件各犯行は、Ａ１とＡ２が運営していた本件還付金詐欺の箱による犯行であって、Ａ１とＡ２が主犯と認められるが、被告人の果たした役割も、前記のとおり、本件還付金詐欺の箱の実現や存続に直結するもので、重要な役割であった。また、被告人は、詐欺グループを形成して詐欺行為に及んだとして、平成１７年に組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の罪で実刑判決を受けながら同種犯行に及んだものである。約２０年前の前科であるが、このような犯罪が重く処罰されることを理解したはずであるのに、同種犯罪に手を染めたのであるから、非難の程度は強いといえる。

以上によれば、被告人の刑事責任は相当重い。

他方、被告人は、被告人の出捐によって被害者８名のうち７名に対して被害弁償を行い、示談を成立させ、被害者は寛大な処分を望んでいる。また、残りの１名は

共犯者が示談を成立させていることも認められる。さらに、被告人は、５０万円のしょく罪寄付を行って反省の態度を示そうとし、公判廷では反省の弁を述べ、家族も今後の支援を約束した。被告人の反省は誠に遅きに失するといわざるを得ないが、自己に不利益な事実を含む供述しており、その点は、評価できる。また、被害回復に努めたことは重視されるべき量刑事情である。そこで、そのような被告人に有利となる事情も考慮し、主文の懲役刑及び罰金刑に処することにした。

（求刑　懲役１１年及び罰金５００万円）

令和８年１０月２日

さいたま地方裁判所第２刑事部

裁　判　官　　向　井　志　穂